

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年3月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210303	株式会社遊佐運輸倉庫 (法人番号 1390001006980) 代表者土門保雄	山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松2番地の1167	本社営業所	山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松2番地の1167	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年9月9日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	3
20210304	株式会社北日本流通センター (法人番号 5420001010406) 代表者鈴木貴彦	青森県黒石市大字境松字村井151番地1	本店営業所	青森県黒石市大字境松字村井151-1、154	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年9月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210308	エイトウイング株式会社 (法人番号 6420001009736) 代表者田澤大介	青森県弘前市大字田園4丁目1番地1	本社営業所	青森県弘前市大字田園4丁目1番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年1月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210311	金成運輸株式会社 (法人番号 9370201003129) 代表者田寄訓章	宮城県栗原市築館字下宮野大仏91番地	本社営業所	宮城県栗原市築館字下宮野大仏91番地	事業の全部停止(30日間)、輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第2号、法第17条第4項、法第24条の4	令和2年8月20日及び11月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、14件の違反が認められた。(1)自動車庫の位置及び収容能力違反[営業所との距離](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者の選任違反(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第50条第1項)、(4)整備管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第52条)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)アルコール検知器常時有効保持義務違反(安全規則第7条第4項)、(7)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録の保存義務違反(安全規則第9条)、(10)運行指示書の保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)社会保険等加入義務違反(施行規則第14条第2号)	48	48

20210316	株式会社全酪日記物流 (法人番号 1380001013193) 代表者国井由江	福島県いわき市常磐西郷町銭田104番23	本社営業所	福島県いわき市常磐西郷町銭田104番22、23、24	輸送施設の使用停止(200日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条の4	令和2年8月24日及び9月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、12件の違反が認められた。(1)必要な員数の運転者の確保義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第1項、第2項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録[不実記載]義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)乗務等の記録[不実記載]義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録[不実記録]義務違反(安全規則第9条)、(9)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(10)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)社会保険等加入義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	20	20
20210317	株式会社丸幸 (法人番号 4390001006045) 代表者阿部俊夫	山形県酒田市両羽町5番地の5	本社営業所	山形県酒田市両羽町5番地の5	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年12月22日及び令和3年1月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	5	5
20210319	株式会社七栄 (法人番号 3080101002265) 代表者伊倉昭次	静岡県裾野市金沢145番地の2	岩手営業所	岩手県奥州市水沢佐倉河字明神堂106番地2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年1月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210322	大日運送株式会社 (法人番号 7420001001262) 代表者對馬正彦	青森県青森市大字野内字菊川6番地6	本社営業所	青森県青森市大字野内字菊川6番地6	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年2月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	11	0
20210322	第一貨物株式会社 (法人番号 2390001001089) 代表者米田総一郎	山形県山形市諏訪町2丁目1番20号	福島支店	福島県福島市飯坂町平野腰巻11-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年2月18日及び3月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項、第3項)	0	0

20210324	有限会社豊港商事 (法人番号 3400002007900) 代表者梅澤豊治	岩手県紫波郡矢巾 町大字広宮沢第1地 割2番地599	本社営業所	岩手県紫波郡矢巾町大 字広宮沢第1地割2番地 599	事業停止(30日間)、 輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第9 条第3項、法第17条 第1項第1号、法第 17条第4項	令和2年8月26日、27日及び31日、監査方針を端緒 として監査を実施した結果、7件の違反が認められ た。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別 ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則 (以下「施行規則」)第6条第1項第1号)、(2)業務の 範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更 違反(施行規則第7条第1項第4号)、(3)乗務時間 等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点 呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、 第3項)、(5)乗務等の記録保存義務違反(安全規 則第8条)、(6)運行記録計による記録の保存義務 違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義 務違反(安全規則第9条の5第1項)	31	31
20210324	有限会社藤沢急送 (法人番号 7030002117139) 代表者大澤清一	埼玉県深谷市折之 口335番地の6	山形営業所	山形県山形市立谷川3 丁目1123番地の1	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項、法第17 条第4項	令和元年9月19日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条 第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条 第1項、第2項)、(4)運転者台帳の作成義務違反 (安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する 指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。